

会津坂下町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

会津坂下町教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 | 2 |
| 2. 目標 | 3 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 3 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 6 |

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条及び、文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第三次会津坂下町教育振興基本計画において町の教育理念である『生きる喜びを育む教育』を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

教育職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間確保など、教育職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教育職員が主体的に研鑽を重ね、やりがいと達成感をもって健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、会津坂下町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 会津坂下町の現状

会津坂下町の取組として、平成25年度に児童生徒の成績や健康管理及び教育職員の勤務時間が管理できる校務支援システムの導入を図ったほか、業務の適正化やスクール・サポート・スタッフの積極的活用など様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、会津坂下町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る場合 | 月80時間を上回る場合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月27.9時間 | 29.5% | 1.8% |
| 中学校 | 月22.3時間 | 17.8% | 0.8% |

時間外在校等時間が45時間を超える割合が27.4%（小中学校学校平均）となっている。調査物の回答や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、これらを改善することにより、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られる。全ての子供たちへのよりよい教育の実現のためにも、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出するとともに、教職員の心の余裕にもつなげることが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を25時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする
- イ ストレスチェックにおいては、実施後の集団分析を行える体制を整備するため、令和8年度より委託業者を見直して実施する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

会津坂下町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・保護者・地域住民による通学路等の見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・教育委員会において、学校を経由せず直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、首長部局とも連携して学校が法的観点からの助言を受けられるよう、弁護士等の専門家の活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①調査・統計等への回答
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ②ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行う。
- ③校舎の開錠・施錠
- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ④部活動
- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会として、児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療や福祉に関する専門的人材等による効果的な支援が期待される業務については、学校がこれらの人材と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制が構築できるよう支援する。
- ・関係機関に対して、これらに必要な体制を構築するため、積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、前年対比で改善を図る。

エ 勤務時間外における電話対応を見直すため、留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接

指導を実施する。

- イ 就業時間から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休憩時間）の確保に取り組む。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、学校においては、同僚等からの相談報告により、心の不調が疑われる教育職員について、管理職が早期に把握できるよう、体制の整備を促進します。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- オ 令和8年度中に、学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- カ 当番制を活用した時差勤務や、テレワークが可能な環境整備を含めたテレワークの導入について令和9年度を目途に検討し、実施を目指す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、会津坂下町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・助言を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた議論を深め、実効性を伴う取組を着実に実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域及び関係団体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする

業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。